

# 日本空手道身学会 多摩支部

## 親子空手教室 入会申込書

日本空手道身学会多摩支部

多摩ニュータウン空手愛好会親子空手教室 事務局長 御中

申込日 年 月 日

フリガナ 申込者氏名	_____	保護者氏名	印		
生年月日	昭和・平成 年 月 日 満 歳				
職業・学校名				学 年	年
住 所 電 話 番 号 メー ル ア ド レ ス	〒 _____ 住所: 電 話: ( ) Fax: ( ) メー ル ア ド レ ス:  ※メール連絡網に登録しますので、大/小文字・ハイフン・アンダーバーなどわかりやすくご記入ください 出来るだけ会からの連絡を見落としすることが無いメールアドレスを御登録ください				
身 長	_____ cm	体 重 (任意)	_____ kg	血 液 型	_____ 型
特記事項	健康上、その他空手を指導するうえで留意すべき点があればお書きください。				
その他等 記事項	他流派の空手道、その他の武道・格闘技の経験があればお書きください				

会員規約を確認し内容を理解・了承いたしましたので、上記の通り、

入会金 3,000円 + 会費 \_\_\_\_\_ 月分( \_\_\_\_\_ 円) = 計 \_\_\_\_\_ 円を添えて入会を申込みします。

(事務局記入) 年 月 日 受理

# 多摩ニュータウン空手愛好会規約

## 第一章 総則

(名称)

第1条 本会は、多摩ニュータウン空手愛好会(以下、「本会」という)と称する。

(目的)

第2条 本会は、空手道を愛好する者が、空手道の稽古を通じて、お互いの技術を向上させると共に広く空手道の普及発展をはかり、併せて相互の親睦をはかることを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、事務局長の住所を事務所とする。

## 第二章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、この会則を認め、第6条に定める事業に参加した者によって構成する。

(会員資格の喪失)

第5条 1:本会は、会員の意思に基づく退会は自由とする。

2:本会は、第7条に定める会費を3か月以上滞納した場合は、第21条に定める幹事会に諮り退会させることができる。ただし、事前に休会を申し出た場合はこの限りではない。この場合、休会中の会費は免除する。

3:本会は、本会の名誉を著しく傷つけ、または、本会の秩序を著しく乱した者を第21条に定める幹事会に諮り退会させることができる。

## 第三章 事業

(事業)

第6条 本会は、第2条に定める目的達成のために、親子空手教室を開設する。

(親子空手教室)

第7条 1:親子空手教室への入会資格は特に問わない。

2:親子空手教室の入会金及び月会費は次の通りとする。

① 入会金:3,000円

② 会費・月額

小学生以下 1,500円 中学生・高校生 2,000円 大学生・成人 3,000円

但し、1家族で複数人が入会した場合、1家族月額6,000円を上限とする。

③ 二段位以上の取得者には月額会費を免除することが出来る。

(空手道の技術)

第8条 1:本会の空手道の技術は、日本空手道身学会の技術を導入する。

2:親子空手教室の指導は、日本空手道身学会の支部指導員の資格取得者(3段以上)がこれにあたる。

3:上位段・上位級の者は指導員を補助し、下段位・下級位の者に対して技術上の指導助言するものとする。

(日本空手道身学会の支部組織)

第9条 本会は、前条の技術を習得するために、日本空手道身学会多摩支部として日本空手道身学会の下部組織として位置づけられる。

第10条 1:親子空手教室に入会した者は、日本空手道身学会に会員登録しなければならない。  
2:会員登録は毎年更新し、日本空手道身学会で定める登録料を納めるものとする。

(段位・級位の授与)

第11条 1:親子空手教室の会員は、審査により日本空手道身学会の段位免状もしくは級位認定書を受けすることができる。  
2:①各昇級位及び2段位までの審査は、本部師範の委任を受けて支部指導員が行う。  
②3段位以上の高段位は本部師範もしくは本部指導員が行う。  
3:審査受験料及び段位免状料または級位認定料は日本空手道身学会の定めるところによる。

(表彰・褒章等)

第12条 本会に入会し稽古を継続し10年以上経過した者に永年継続表彰を行う。  
但し対象者については稽古歴を勘案し役員会にて決定するものとする。その他表彰・褒章についても役員会にて協議決定するものとする。

#### 第四章 運 営

(会の運営)

第13条 本会の運営は、第6条に定める事業(親子空手教室)に参加した会員のうち、入会后3か月が経過した20歳以上の者によって行う。

(運営の円滑化)

第14条 本会の運営の円滑をはかり、日常の業務を執行するために、第21条に定める総会において役員を選任し、会の運営を委任する。

#### 第五章 役 員

(役員)

第15条 1:①本会には、会長1名、副会長2名以内、事務局長1名、幹事10名以内、監事2名以内を置く。  
②前項に定める役員は、予め第21条第3項に定める指導委員会の推薦を得て、第22条第4項に定める通常総会による承認を得て選任する。  
2:役員任期は1年とし、通常総会の翌日から翌年度に通常総会の日までとする。  
但し、再任を妨げない。  
3:役員欠員により新たに選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。  
4:役員は、任期満了の後においても、新たに役員が選任されるまでの間、引き続きその任務を行うものとする。

#### 第六章 役員職務

(会長)

第16条 会長は会を代表し、総会及び役員会の決議に基づいて会の事務を執行する。

(副会長)

第 17 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

(事務局長)

第 18 条 事務局長は、会の事務及び会計を統括する。

(幹事)

第 19 条 幹事は、役員会の定めるところに従い、会の業務を担当する。

(監事)

第 20 条 監事は、会の財産の状況及び会の業務の執行状況を監査し、その結果を総会において報告しなければならない。

## 第七章 役員会

(幹事会)

第 21 条 1: 本会の通常の運営事項を協議するために幹事会を置く。幹事会は第 15 条第 1 項に定める役員をもって構成する。

2: 幹事会は、必要の都度随時これを開催する。

3: 第 1 項のほか、空手の指導技術の向上・改善をはかるため、第 8 条第 2 項に定める支部指導員により構成する指導委員会を設置する。

## 第八章 総会及び会計

(総会)

第 22 条 1: 総会は本会の最高決裁機関とする。

2: 総会は第 13 条に定める会員によって組織する。

3: 総会の種類は、通常総会及び臨時総会とする。

4: 通常総会は毎年 4 月に開催し、前年度の事業ならびに決算報告及び新年度の事業計画ならびに予算計画、役員を選任、その他事前に通知を受けた事項を決議する。

5: 臨時総会は、必要ある場合に開催する。

(会計)

第 23 条 1: 会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2: 会の経費は、第 7 条第 2 項に定める入会金、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

3: 会の会計は、毎会計年度の収支決算案を監事の監査を経て通常総会に報告し、その承認を得なければならない。

## 第九章 外部活動

(空手道連盟への加盟・関連団体支援・市外活動)

第 24 条 1: 本会は、多摩市空手道連盟に加盟することができる。

2: 都空連・市空連・多摩市体育協会などの要請による大会・イベントへの支援者派遣の際には各主催団体からの日当支給に加え当会より 3,000 円/回(移動費含)の活動費を支給する。但し、開会式参加や会場設営など会員持ち回りの活動については対象外とする。

(附則)

- 第1条 この規定の改廃は、総会の決議によって行う。
- 第2条 この規定は、昭和 58 年 5 月 8 日から施行する。
- 第3条 この規定は、平成 11 年 1 月 1 日から改定施行する。
- 第4条 この規定は、平成 22 年 4 月 25 日から改定施行する。
- 第5条 この規定は、平成 27 年 4 月 26 日から改定施行する。
- 第6条 この規定は、令和 4 年 9 月 18 日から改定施行する。
- 第7条 この規定は、令和 4 年 12 月 11 日から改定施行する。
- 第8条 この規定は、令和 5 年 6 月 11 日から改定施行する。